

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第2項
【提出先】	東海財務局長
【提出日】	2023年11月10日
【四半期会計期間】	第29期第3四半期（自 2023年7月1日 至 2023年9月30日）
【会社名】	株式会社 ディー・ディー・エス
【英訳名】	DDS, Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役 社長執行役員 久保 統義
【本店の所在の場所】	愛知県名古屋市中区丸の内三丁目6番41号
【電話番号】	（052）955－6600（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役 執行役員兼経営管理本部長 小野寺 光広
【最寄りの連絡場所】	愛知県名古屋市中区丸の内三丁目6番41号
【電話番号】	（052）955－6600（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役 執行役員兼経営管理本部長 小野寺 光広
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次		第29期 第3四半期累計期間	第28期
会計期間		自2023年1月1日 至2023年9月30日	自2022年1月1日 至2022年12月31日
売上高	(千円)	718,415	916,409
経常損失(△)	(千円)	△90,380	△179,359
四半期(当期)純損失(△)	(千円)	△107,431	△843,462
資本金	(千円)	1,530,959	1,529,059
発行済株式総数	(株)	48,360,814	48,301,440
純資産額	(千円)	980,326	1,083,728
総資産額	(千円)	1,759,744	1,924,118
1株当たり四半期(当期)純損失(△)	(円)	△2.22	△17.47
潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益	(円)	—	—
1株当たり配当額	(円)	—	—
自己資本比率	(%)	55.7	56.3

回次		第29期 第3四半期会計期間
会計期間		自2023年7月1日 至2023年9月30日
1株当たり四半期純利益	(円)	0.38

(注) 1. 当社の子会社であるDDS Korea, Inc.が2023年7月に全ての銀行口座の閉鎖が完了し、活動を休止しております。現時点において同社の清算は終了しておりませんが、同社の金額及び質的観点からの重要性は乏しいため連結対象から除外しました。また、当社は他に子会社が存在しないことから、2023年12月期第3四半期より連結決算から単体決算に移行いたしました。このため、当第3四半期累計期間において四半期連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益 については、1株当たり四半期(当期)純損失であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

3. 第28期第3四半期累計期間については、四半期連結財務諸表を作成し、四半期財務諸表を作成していないため、記載しておりません。

なお、第28期第3四半期連結累計期間における主要な経営指標等は次のとおりであります。

回次	第28期 第3四半期連結 累計期間
会計期間	自2022年 1月1日 至2022年 9月30日
売上高 (千円)	709,205
経常損失 (△) (千円)	△122,043
親会社株主に帰属する四半期純損失 (△) (千円)	△585,886
四半期包括利益 (千円)	△603,469
純資産額 (千円)	1,355,143
総資産額 (千円)	2,270,563
1株当たり四半期純損失 (△) (円)	△12.13
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益 (円)	—
自己資本比率 (%)	59.7

2【事業の内容】

当第3四半期累計期間において、当社が営む事業の内容について、重要な変更はありません。

主要な関係会社における異動は、以下のとおりであります。

当社の子会社であるDDS Korea, Inc.が2023年7月に全ての銀行口座の閉鎖が完了し、活動を休止いたしました。これにより2023年12月期第3四半期より単体決算に移行いたしました。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当第3四半期累計期間において、前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」からの重要な変更があった事項は以下のとおりです。

（当社株式の上場廃止について）

当社は、株式会社東京証券取引所より、2023年7月3日を以て、当社株式を整理銘柄に指定し、2023年8月4日付で上場廃止となりました。

このような決定を受ける事態となりましたことを、株主の皆様をはじめとする関係各位の方々に深くお詫び申し上げます。

株式会社東京証券取引所の上場廃止の決定及び整理銘柄の指定理由は次のとおりとなります。

株式会社ディー・ディー・エス（以下「同社」という。）は、2022年8月8日に同社における不適切な会計処理に関する第三者委員会の調査報告書を、同年8月12日に過年度の決算内容の訂正を、また同年9月2日に過年度の決算内容の再訂正をそれぞれ開示しました。これらにより、同社では、元代表取締役会長の主導等による不適切な会計処理が判明したことから、同社の内部管理体制等について改善の必要性が高いと認められたため、2022年9月29日付で、当取引所は同社株式を特設注意市場銘柄に指定しました。

また、同社は、2023年5月15日に、2022年9月2日に提出した有価証券報告書等の訂正報告書に記載した提出理由等を訂正する訂正報告書（以下「再々訂正報告書」という。）を提出しました。この再々訂正報告書により、同社が2022年8月12日に提出した有価証券報告書等の訂正報告書及び2022年12月期第1四半期に係る四半期報告書（以下これらを総称して「報告書等」という。）について、虚偽の表示があるリスクが相応に高いことを認識しながら報告書等を提出した等の行為（以下「一連の行為」という。）が判明しました。また、同社が策定した「改善計画・状況報告書」（2023年2月28日公表。以下「改善計画」という。）においては、一連の行為に何らの言及・評価もしていないこと等が認められました。以上により、2023年5月15日付で、当取引所は同社株式を監理銘柄（審査中）に指定しました。

（内部管理体制等の改善状況）

今般、再々訂正報告書の内容や改善計画の進捗状況等について、同社が日本取引所自主規制法人に回答した内容等に基づき、内部管理体制等の改善状況について審査した結果、以下の状況等が認められました。

- ・改善計画の実行の前提となる社内規程の整備の遅延をはじめ、改善計画の進捗に大きな遅延が生じていること。また、当該遅延を解消するための対応について取締役会での十分な議論が行われている状況が認められないほか、体制強化などの対応方針も示されていないこと
- ・取締役会等における十分な議論・検証を行うことを改善計画に掲げる中であって、取締役会等において、一連の行為に関して上場の継続に関わる重大な事案と認識することや、十分な議論が行われている状況が認められないこと
- ・従業員が社内規程の閲覧方法すら把握していない部署が複数存在し、先に述べた社内規程の整備の遅延と相まって、改善計画で謳うコンプライアンス・ガバナンスを最重視する企業風土の醸成には、なお相当の時間を要すると認められること
- ・同社は、改善計画において、2023年2月末までに同社の社内委員会であるコンプライアンス・マネージメント委員会のフローを整備するとしていたにもかかわらず、当該整備を怠り、同委員会の従前からの形骸化を改善するに至らず、一連の行為についてコンプライアンス上の問題であると認識することもできず、再々訂正報告書の提出に長期間を要したこと

（改善の見込み）

特設注意市場銘柄への指定から1年を経過していないものの、監理銘柄（審査中）指定及び以下の状況等を鑑み、改善の見込みについて検討した結果、同社の内部管理体制等について、改善の見込みがなくなったと認められました。

- ・改善計画は、一連の行為に対して何らの言及・評価もなく、その再発防止のための検討が行われていないこと。また、一連の行為の判明後も、改善計画の見直しに不可欠な事実関係等の究明や原因などに関する客観的な検証に着手する方針さえ示されていないこと
- ・同社が日本取引所自主規制法人に回答した、再々訂正報告書の提出を踏まえた再発防止策は、いずれも一連の行為に関する客観的な検証を経て策定されたものではなく、再発防止策として機能する合理的な裏付けを欠いたものであると認められること
- ・同社は、内部管理体制等に関する問題の所在に関する理解を著しく欠く結果、改善を要する個別・具体的項目等について、審査過程で指摘を受けてはじめて改善の必要性を認識する状況が継続しており、改善計画の実行遅延、不履行等を十分に補うと評価するに足る対応が講じられていないこと。加えて、一連の行為に及んだ代表取締役社長等の経営責任の明確化や実効的な再発防止策が講じられておらず、代表取締役社長等が引き続き改善計画を主導することを表明していること

（結論）

以上を総合的に勘案すると、改善計画の相当部分に重大な不備が存在し内部管理体制等の改善状況に重大な問題があると認められることに加え、特設注意市場銘柄の指定を継続したとしても、その改善期間において、内部管理体制等の

改善が達成される実効的かつ合理的な計画が存在しないと認められることから、同社の内部管理体制等について、現に改善の見込みがなくなったと認め、同社株式の上場廃止を決定し、整理銘柄に指定することになりました。

2【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当第3四半期会計期間の末日現在において判断したものであります。

当社の子会社であるDDS Korea, Inc.が2023年7月に全ての銀行口座の閉鎖が完了し、活動を休止しております。現時点において同社の清算は終了しておりませんが、同社の金額及び質的観点からの重要性は乏しいため連結対象から除外しました。また、当社は他に子会社が存在しないことから、当第3四半期より連結決算から単体決算に移行いたしました。

なお、当第3四半期累計期間より四半期財務諸表を作成しているため、前年同四半期との比較分析は行っておりません。

(1)経営成績に関する分析

当第3四半期累計期間におけるわが国経済は、財務省などが発表した「法人企業景気予想調査」で、7月から9月にかけての大企業景況感指数は、プラス5.8ポイントと2期連続のプラスになり、持ち直しを見せているものと思われます。

当社の主たる事業領域である情報セキュリティ業界においては、ネットバンクの不正送金やクレジットカードの不正利用などが拡大しており、サイバー攻撃の脅威や情報漏洩などの情報セキュリティ対策に対する関心は引き続き高まっております。また、サプライチェーンへのサイバー攻撃は、製造業において大きな懸念であることが顕著になってきました。

ゼロトラストセキュリティなど新しいセキュリティ実装では認証基盤は大きな要素となっており、パスワードによってかわる、より安全かつより簡単な本人確認に対するニーズが拡大してきております。さらに、多くの府省・業界団体などから認証強化を盛り込んだセキュリティガイドラインへの遵守が必須となっており社会全体で認証強化の流れは継続されております。

特に一般社団法人日本自動車工業会と一般社団法人日本自動車部品工業会のサイバーセキュリティガイドラインが2023年9月1日に改訂されました。

そこには多要素認証を導入すべき範囲、強度が明記されており、製造業におけるニーズも高まっております。

このような環境のなか、当社の主力事業であるクライアント・サーバーシステムEVEシリーズ・万能認証基盤Themisと指紋認証機器UBFシリーズを中心にしたバイオ事業については、従来の認証基盤ソリューションの販売に加え、ゼロトラストセキュリティ分野への進出を上流工程から参入する為、0から始めるセキュリティ・ID管理・認証が分かるサイト-を新規に公開し啓蒙活動を継続しております。(https://zerokara.dds.co.jp/)

製品面では、DDS独自の軽量顔認証エンジンを搭載した「EVECLOUD」を7月に販売開始、多要素認証基盤「EVEMA」・「Themis」の顔認証機能強化とラインアップを充実し、進化したパナソニック コネクト社製顔認証とDDS独自の軽快顔認証を利用可能にする計画を発表いたしました。

さらに、ゼロトラストセキュリティの一角を担うログ管理プラットフォームである純国産の次世代型SIEM「LogStare」の取り扱いを開始いたしました。

他社との協業としては、株式会社アエルプランニングと共同で2種類のホワイトペーパーを作成し、ID管理・特権ID管理とIT資産管理の融合によるセキュリティ対策と内部不正対策の提案活動を開始しました。早速、小規模なプロジェクトながら、当第3四半期に大企業より受注、納品し、売上を計上出来ました。

案件開拓力向上のため、製品連携や販売パートナーのソリューションとして当社製品が採用されるよう他社との連携を推進し、従来から行ってきた展示会出展やセミナーへの参加による販売促進活動においても、パートナー企業との共同出展や、パートナー企業に当社製品を出展いただくなどの活動を強化、継続しております。当第3四半期会計期間では、キシステム株式会社が新規に加盟いたしました。さらに、2016年の「自治体強靱性向上モデル」において導入された認証基盤の買換え需要が継続しており、それに加え在宅勤務を可能とするセキュリティ実装、マイナンバー取扱事務以外の行政システムへのセキュリティ実装などの追加需要もあり、官公庁・自治体より発注をいただきました。さらに、各府省のセキュリティガイドラインに従う企業も増えてきており、医療、金融、公共性の高い企業などからも大規模案件の落札は概ね計画どおりに推移しました。しかしながら、少ないながらも上場廃止による悪影響は否定できず、納品・売上計上が遅延しております。それでも第3四半期累計期間では前年度連結値実績を上回る結果になりました。

クラウド認証サービス事業は、これまでのマガタマ/FIDO事業を吸収し、新規事業として進めております。FIDOの普及については、各種ブラウザの対応等標準プロトコルとしての認知は進んで来ていますが、オンリーワンの認証商材とはなっていない状況です。同様のユーザー経験は他の技術を利用しても可能な為、幅広くクラウド市場への認証サービス提供を行っていく必要があります。つまり、FIDOに限らず、クラウドでの認証を既存技術でも提供し、サービス事業全般の底上げをはかってまいります。FIDOの技術による機能の提供につきましては、価格競争力を踏まえオープンソースの活用も含め引き続き新規事業の商品として提供する予定です。近年、クラウドサービスやスマートデバイスが普及し、企業のIT環境において、ファイアウォールは境界となくなってきました。そうした今、企業のリソース・ユー

ザーを区分する境界は、ユーザーのID管理となっています（このネットワークをゼロトラスト環境と呼びます）。ゼロトラスト環境では、クラウド型のID管理、シングルサインオン、認証等のセキュリティサービスの必要性が高まっています。いわゆる、IDaaS系商品の市場です。IDaaSとは「Identity as a Service」の略です。主な機能として、ID管理、シングルサインオン、多要素認証などがあります。従来ID管理システムは、企業のオンプレミスの情報システムとして構築、運用が行われてきました。クラウドサービスの利用が一般化する中で、ID管理に関してもクラウド上で管理する事に関する抵抗感や懸念は払拭され、同市場が拡大してきました。複数のクラウドサービスの業務利用が一般化し、クラウドサービスごとのパスワード管理やログイン、認証強化が煩雑となったことから、IDaaSの導入需要が加速しました。特にコロナ禍によるテレワークの増加が大きく後押しし、引き続きクラウドシフトは進む為、同市場の拡大が今後も予測されます。当社は、上記の市場ニーズにこたえる複数の商品を認証基盤として個々に商品を販売しております。第2四半期では、それらを統合するIDaaS系新商品を発表いたしました。DDS独自の軽量顔認証エンジンを搭載し、「EVECLOUD」というサービス名で同年7月にサービスインをいたしました。経営面では、賃料削減を目的に、9月に東京支社の移転を実施いたしました。テレワーク・在宅勤務の推進による通勤費の削減や業務効率の向上など働き方改革も同時に推進してまいります。

また、当社は8月に上場廃止になりました。

上場廃止による悪影響の懸念はありましたが、運転資金面、人材流出面等への影響は受けておりません。よって、製品開発、サービス及びサポート提供などの事業継続性については疑問視されておらず、現状では業績に対する影響は若干の受注遅延に留まり、大きな売上減少にはつながっておりません。

これらの結果、当第3四半期累計期間の売上高は718百万円となりました。損益面においては、販売費及び一般管理費は527百万円となりました。これにより、営業損失86百万円、経常損失90百万円となりました。四半期純損失は107百万円となりました。

(2)財政状態及び経営成績の状況に関する認識及び分析・検討内容

バイオ事業については、自治体をはじめとした官公庁において「自治体強靱性向上モデル」の買換え需要が今後数年に渡って継続すること、文部科学省のガイドラインに従い、教育委員会での導入が急伸していること、以上のことから公共市場において堅調であること、民間企業では、サイバー攻撃による影響を受け金融、医療に加え、一般社団法人日本自動車工業会と一般社団法人日本自動車部品工業会のサイバーセキュリティガイドラインが2023年9月1日に改訂されそこには多要素認証を導入すべき範囲、強度が明記されており、製造業でも採用の増加が見込まれること。

以上のことから、公共・民間市場とも環境は拡大基調にあるものと認識しております。また、ゼロトラストセキュリティ関連のID管理を中心とした新しいソリューション販売も実績につながっており、既存ユーザーへの追加販売や、認証基盤ソリューションだけではアプローチ出来なかった顧客の新規開発につながっております。それらに対し数年来構築してきた代理店網を活用しさらに売上増加を見込んでおります。さらに製品面では、EVEシリーズ及びThemisに自社製顔認証「軽快顔認証プラグイン」の組み込み発売をいたしました。

それにより、仕入コストの低減や、新規顧客開拓なども見込んでおります。クラウド認証サービス事業については、第2四半期にIDaaSのサービス発表をいたしました。FIDOで培った技術を活かし、同年7月のサービスインより営業活動を開始しました。

しかしながら、上場廃止の決定などにより、買い控えの可能性も否定できず不安定な状況です。

(流動資産)

当第3四半期会計期間末の流動資産は、前事業年度末に比べて24百万円（1.5%）増加し、1,644百万円となりました。この主な内訳は、現金及び預金648百万円、売掛金158百万円、製品128百万円、預け金560百万円であります。

(固定資産)

当第3四半期会計期間末の固定資産は、主として土地の売却による減少（248百万円の減少）、投資有価証券の増加（49百万円の増加）により前事業年度末に比べて188百万円（△62.0%）減少し、115百万円となりました。この内訳は、有形固定資産1百万円、無形固定資産20百万円、投資その他の資産93百万円であります。

(流動負債)

当第3四半期会計期間末の流動負債は、主として課徴金引当金の減少（205百万円の減少）により前事業年度末に比べて81百万円（△15.3%）減少し、452百万円となりました。この主な内訳は、未払金28百万円、未払費用29百万円、賞与引当金46百万円、契約負債241百万円であります。

(固定負債)

当第3四半期会計期間末の固定負債は、主として長期契約負債の増加（20百万円の増加）により、前事業年度末に比べて20百万円（6.8%）増加し、327百万円となりました。この内訳は、退職給付引当金26百万円、長期契約負債300百万円であります。

(純資産)

当第3四半期会計期間末における純資産は、主として利益剰余金の減少（107百万円の減少）により前事業年度末に比べて103百万円（9.5%）減少し、980百万円となりました。

(3) 研究開発活動

当第3四半期累計期間における当社の研究開発活動の金額は、29百万円であります。

なお、当第3四半期累計期間において、当社の研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

(4) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第3四半期累計期間において、当社が対処すべき課題について重要な変更はありません。

(5) 資本の財源及び資金の流動性についての分析

2023年3月31日に提出した前事業年度の有価証券報告書の「資本の財源及び資金の流動性に係る情報」に記載した内容から重要な変更はありません。

3 【経営上の重要な契約等】

当第3四半期会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	124,600,000
計	124,600,000

②【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間末 現在発行数(株) (2023年9月30日)	提出日現在発行数(株) (2023年11月10日)	上場金融商品取引所名又 は登録認可金融商品取引 業協会名	内容
普通株式	48,360,814	48,360,814	非上場	権利内容に何ら 限定のない当社 における標準と なる株式であ り、単元株式数 は100株でありま す。
計	48,360,814	48,360,814	—	—

- (注) 1. 当第3四半期会計期間末現在の発行済株式のうち147,778株は、現物出資(土地、建物、金銭債権のデット・エクイティ・スワップ 合計738,890千円)によるものであります。
2. 2023年3月30日付の取締役会決議により、譲渡制限付株式報酬として、2023年4月28日付で新株式59,374株発行致しました。
3. 提出日現在の発行済株式のうち59,374株は、現物出資(譲渡制限付株式報酬としての新株発行に伴う金銭報酬債権3,799千円)によるものであります。

(2)【新株予約権等の状況】

①【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

②【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総 数増減数(株)	発行済株式総 数残高(株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額(千円)	資本準備金残 高(千円)
2023年7月1日～ 2023年9月30日	—	48,360,814	—	1,530,959	—	1,530,959

(5)【大株主の状況】

当四半期会計期間は第3四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(6) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2023年9月30日現在

区分	株式数（株）	議決権の数（個）	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式（自己株式等）	—	—	—
議決権制限株式（その他）	—	—	—
完全議決権株式（自己株式等）	普通株式 29,200	—	—
完全議決権株式（その他）	普通株式 48,321,300	483,213	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
単元未満株式	普通株式 10,314	—	—
発行済株式総数	48,360,814	—	—
総株主の議決権	—	483,213	—

(注) 「単元未満株式」欄の普通株式には、当社所有の自己株式に係る単元未満株式19株が含まれております。

② 【自己株式等】

2023年9月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有 株式数（株）	他人名義所有 株式数（株）	所有株式数の 合計（株）	発行済株式総数 に対する所有株 式数の割合 （％）
株式会社ディー・ディー・エス	愛知県名古屋市中区丸の内三丁目6番41号	29,200	—	29,200	0.06
計	—	29,200	—	29,200	0.06

(注) 当第3四半期会計期間において29,123株の譲渡制限付株式の無償取得を実施し、当第3四半期会計期間末日現在における自己株式数は単元未満株式を含めて29,219株となっております。

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4【経理の状況】

1. 四半期財務諸表の作成方法について

当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第63号）に基づいて作成しております。

なお、当社は当第3四半期会計期間より四半期財務諸表を作成しているため、四半期損益計算書に係る比較情報を記載しておりません。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3四半期会計期間（2023年7月1日から2023年9月30日まで）及び第3四半期累計期間（2023年1月1日から2023年9月30日まで）に係る四半期財務諸表について、應和監査法人による四半期レビューを受けております。

なお、当社の監査人は次のとおり交代しております。

第28期連結会計年度 太陽有限責任監査法人

第29期第3四半期会計期間及び第3四半期累計期間 應和監査法人

3. 四半期連結財務諸表について

当社は、子会社であるDDS Korea, Inc.が2023年7月に全ての銀行口座の閉鎖が完了し、活動を休止しております。現時点において同社の清算は終了しておりませんが、同社の金額及び質的観点からの重要性は乏しいため連結対象から除外しました。また、当社は他に子会社が存在しないことから、当第3四半期累計期間より四半期連結財務諸表を作成しておりません。

1 【四半期財務諸表】

(1) 【四半期貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2022年12月31日)	当第3四半期会計期間 (2023年9月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	171,054	648,972
売掛金	134,953	158,091
電子記録債権	43,795	44,358
製品	128,601	128,442
短期貸付金	1,500	—
前渡金	15,521	3,840
前払費用	76,646	49,615
預け金	1,000,000	560,000
その他	58,127	50,729
貸倒引当金	△10,755	—
流動資産合計	1,619,445	1,644,050
固定資産		
有形固定資産		
土地	248,529	—
その他(純額)	2,444	1,737
有形固定資産合計	250,973	1,737
無形固定資産		
特許権	—	4,005
ソフトウェア	18,973	16,136
無形固定資産合計	18,973	20,141
投資その他の資産		
投資有価証券	593	50,565
関係会社長期貸付金	559,309	—
長期貸付金	399,326	399,326
その他	34,132	43,249
貸倒引当金	△958,635	△399,326
投資その他の資産合計	34,725	93,814
固定資産合計	304,672	115,694
資産合計	1,924,118	1,759,744

(単位：千円)

	前事業年度 (2022年12月31日)	当第3四半期会計期間 (2023年9月30日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	3,210	8,460
未払金	26,424	28,030
未払費用	29,463	29,349
未払法人税等	10,929	5,371
契約負債	174,740	241,290
預り金	44,925	44,252
賞与引当金	6,976	46,454
課徴金引当金	205,730	—
その他	31,749	49,053
流動負債合計	534,150	452,261
固定負債		
長期契約負債	279,788	300,611
繰延税金負債	—	172
退職給付引当金	26,452	26,372
固定負債合計	306,240	327,156
負債合計	840,390	779,418
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,529,059	1,530,959
資本剰余金		
資本準備金	1,529,059	1,530,959
資本剰余金合計	1,529,059	1,530,959
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	△1,974,547	△2,081,978
利益剰余金合計	△1,974,547	△2,081,978
自己株式	△6	△6
株主資本合計	1,083,565	979,934
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	162	392
評価・換算差額等合計	162	392
純資産合計	1,083,728	980,326
負債純資産合計	1,924,118	1,759,744

(2) 【四半期損益計算書】
【第3四半期累計期間】

(単位：千円)

	当第3四半期累計期間 (自 2023年1月1日 至 2023年9月30日)
売上高	718,415
売上原価	277,991
売上総利益	440,423
販売費及び一般管理費	527,032
営業損失(△)	△86,608
営業外収益	
受取利息及び配当金	4
為替差益	22,839
その他	259
営業外収益合計	23,103
営業外費用	
貸倒損失	23,856
支払手数料	3,000
その他	18
営業外費用合計	26,875
経常損失(△)	△90,380
特別利益	
固定資産売却益	18,168
投資有価証券売却益	5,000
子会社清算益	9,075
特別利益合計	32,243
特別損失	
投資有価証券評価損	430
不正関連損失	47,418
特別損失合計	47,849
税引前四半期純損失(△)	△105,985
法人税、住民税及び事業税	1,445
法人税等合計	1,445
四半期純損失(△)	△107,431

【注記事項】

(会計方針の変更)

(時価の算定に関する会計基準の適用指針の適用)

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。)を第1四半期会計期間の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。これによる当第3四半期累計期間の四半期財務諸表に与える影響はありません。

(会計上の見積りの変更)

第2四半期累計期間において、当社の東京支社移転の決定に伴い、不動産賃貸借契約に基づく原状回復に係る費用について、敷金のうち回収が最終的に見込めないと認められる金額及び償却期間について、移転予定日までの期間で費用計上が完了するように変更しております。

この見積りの変更により、従来の方法に比べて当第3四半期累計期間の営業損失、経常損失及び税引前四半期純損失はそれぞれ12,742千円増加しております。

(四半期貸借対照表関係)

(偶発債務)

当社は、過去に不適切な会計処理が行われたことが判明し、過年度の有価証券報告書等の訂正を行いました。

当該不適切な財務報告により損害を被ったとして、当社の株主から2023年2月10日付けで74,105千円、2023年4月11日付けで40,000千円、及び複数の株主から2023年5月12日付けで24,484千円の訴訟を提起されております。

当社としましては、当該不正な財務報告と損害金額について、因果関係はないことを主張していく予定です。

今後の推移によっては当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。現時点ではその影響額を合理的に見積もることは困難であります。

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

当第3四半期累計期間に係る四半期キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第3四半期累計期間に係る減価償却費(無形固定資産に係る償却費を含む。)は、次のとおりであります。

当第3四半期累計期間 (自 2023年1月1日 至 2023年9月30日)	
減価償却費	10,194千円

(株主資本等関係)

当第3四半期累計期間(自 2023年1月1日 至 2023年9月30日)

1. 配当金支払額

該当事項はありません。

2. 株主資本の金額の著しい変動

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当第3四半期累計期間(自2023年1月1日 至2023年9月30日)

当社は、バイオメトリクス事業のみの単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当第3四半期累計期間(自 2023年1月1日 至 2023年9月30日)

(単位: 千円)

	バイオメトリクス事業
製品売上	391,323
サービス売上	327,092
顧客との契約から生じる収益	718,415
その他の収益	—
外部顧客への売上高	718,415

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純損失及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当第3四半期累計期間 (自 2023年1月1日 至 2023年9月30日)
1株当たり四半期純損失	2円22銭
(算定上の基礎)	
四半期純損失(千円)	107,431
普通株主に帰属しない金額(千円)	—
普通株式に係る四半期純損失(千円)	107,431
普通株式の期中平均株式数(株)	48,329,405

(注) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、1株当たり四半期純損失であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2【その他】

(当社元代表取締役会長への貸金返還請求及び当時の取締役への損害賠償請求訴訟)

1. 訴訟を提起する裁判所及び年月日

- (1) 裁判所 : 名古屋地方裁判所
- (2) 提訴年月日: 2023年7月13日

2. 訴訟を提起した相手

当時の取締役5名

3. 訴訟内容

- (1) 訴訟内容: ①金銭消費貸借契約書(以下、「貸金契約」という。)に基づく貸金返還請求
②貸金契約に係る任務懈怠責任に基づく損害賠償請求

- (2) 請求金額: ①1億9392万6200円

②1億9392万6200円

ただし、①の貸金返還請求により貸金が返還された場合には、②の損害賠償請求は返還額に応じて請求金額が減額される。

4. 訴訟の提起に至った経緯及び理由

当社は2022年8月8日付「第三者委員会の調査報告書公表に関するお知らせ」のとおり、当社の不適切会計に関して、第三者委員会から受領した「調査結果報告書(開示版)」を公表いたしました。外部法律事務所との相談のうえ、不適切会計の1つである貸付金にかかる貸倒引当金未計上の原因となっている当社元代表取締役会長に対する貸付金については、貸金契約の返済期限を経過したのにも関わらず全額返済されていないため、当社元代表取締役会長に対して貸付金の回収を図るとともに、その行為について任務懈怠、善管注意義務違反があると判断しました。

また、本件貸金契約締結を承認する取締役会決議において賛成した取締役4名には、未回収による損害が生じていることから、会社法第423条第3項第3号に基づき、任務懈怠が推定されると判断しました。

よって、当社は、①当社元代表取締役会長に対して、貸金契約に基づく貸金返還請求として1億9392万6200円の支払を提起するとともに、②当社元代表取締役会長及び本件貸金契約締結を承認した当時の取締役4名(当社元代表取締役会長除く)に対して、本件貸金契約に係る会社法第423条第1項に基づく損害賠償請求として連帯して1億9392万6200円の支払を提起しました。本報告書の提出日現在において係争中であります。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

2023年11月10日

株式会社ディー・ディー・エス
取締役会 御中

應和監査法人

東京都千代田区

指定社員
業務執行社員

公認会計士

澤田 昌輝

指定社員
業務執行社員

公認会計士

小池 将史

監査人の結論

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社ディー・ディー・エスの2023年1月1日から2023年12月31日までの第29期事業年度の第3四半期会計期間（2023年7月1日から2023年9月30日まで）及び第3四半期累計期間（2023年1月1日から2023年9月30日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ディー・ディー・エスの2023年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューの基準における当監査法人の責任は、「四半期財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

強調事項

四半期貸借対照表関係（偶発債務）に記載されているとおり、会社の不適切な財務報告により損害を被ったとして、会社の株主から訴訟を提起されている。今後の推移によっては、会社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性がある。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の事項

会社の2022年12月31日をもって終了した前事業年度の訂正後の財務諸表は、前任監査人によって監査が実施されている。前任監査人は、当該訂正後の財務諸表に対して2023年5月12日付けで無限定適正意見を表明している。

四半期財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

四半期財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき四半期財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

四半期財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した四半期レビューに基づいて、四半期レビュー報告書において独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に従って、四半期レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続を実施する。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・ 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、四半期財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、四半期レビュー報告書において四半期財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する四半期財務諸表の注記事項が適切でない場合は、四半期財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、四半期レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 四半期財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた四半期財務諸表の表示、構成及び内容、並びに四半期財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した四半期レビューの範囲とその実施時期、四半期レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記の四半期レビュー報告書の原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2. XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれておりません。